図書カード（ＱＲコード式）の配付に係るＱＡ

**１ 配付対象について**

Q 配付対象はどこまでか。

A 配付時点で在籍している幼児児童生徒（以下、「生徒等という。」）が配付対象です。

**２ 図書カードの受領について**

Q 図書カードは、いつ、学校に届けられるのか。

A ４月22日（水）以降に事業者が順次発送し始める見込みと聞いています。

 学校への到着には時間差が生じることになると思われるので、予めご了承ください。

Ｑ 図書カードは、どこから、どのように届けられるのか。

A 日本図書普及株式会社（またはその関連会社）から直接、学校に配送されます。

図書カード（ＱＲコード式／A４用紙）は、三つ折りの状態で、封筒も送付されます。

封筒は郵送時など必要に応じてお使いください。

**３ 生徒等への配付について**

Q 配付期限はあるのか。

A 特に期限は定めておりません。しかしながら、臨時休業中の学習支援という趣旨を踏まえ、できるだけ早く生徒等に届くよう、ご理解とご協力をお願いします。

Q　 配付方法や郵送費はどうなるのか。

A 効率的な予算執行の観点から、家庭学習の課題等を郵送する機会に同封するなどして生徒等に送付してください。

封入作業の際は複数人で枚数の確認を行うなど、重ねてのご負担となりますが、誤りのないようご協力ください。なお、生徒等への家庭訪問等の機会がある場合は、直接渡していただくことも可能です。

**４ その他**

Q 書留郵便にする必要はあるか。

A換金されにくい形態のため、書留郵便にする必要はありません。

Ｑ 業者から送付されたＱＲコード用紙が事前に報告した在籍者数に満たない場合や余った場合はどのようにすればよいか。

Ａ 不足や余分にある場合は至急、高等学校課学校経営支援Gまで連絡してください。

Ｑ 「ＩＤ番号とＰＩＮ番号を入力しても書籍を購入できない」「ＱＲコードを読み取れない」という問合せがあった場合はどのように対応すればよいか。

Ａ ＱＲコードに記載のお客様専用フリーダイヤル　0120-104304（番号案内２番　平日9：30～17：30）に直接、問い合わせるよう指示してください。

Ｑ ＱＲコード用紙を生徒等が紛失した場合はどうすればいいか。

Ａ 再送付はありません。

Q 大阪府教育委員会のメッセージをＨＰやブログ等に掲載してもよいか。

A 今回の事業趣旨等について理解してもらうために、必要に応じて活用してください。